

衆議院安全保障委員会ニュース

【第 213 回国会】令和 6 年 4 月 2 日（火）、第 4 回の委員会が開かれました。

1 理事の補欠選任

- ・理事の補欠選任を行いました。

理事 宮路拓馬君（自民）（理事中曾根康隆君去る 3 月 29 日委員辞任につきその補欠）

2 北朝鮮の弾道ミサイル発射について、木原防衛大臣から発言がありました。

3 国の安全保障に関する件

- ・上川外務大臣、木原防衛大臣、工藤内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）細野豪志君（自民）、屋良朝博君（立憲）、重徳和彦君（立憲）、新垣邦男君（立憲）、住吉寛紀君（維教）、斎藤アレックス君（維教）、赤嶺政賢君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

細野豪志君（自民）

- （1） 2023（令和 5）年度の自衛官候補生の採用計画達成率の見込み
- （2） 自衛官給与の引上げ
 - ア 自衛官の俸給及び超過勤務手当相当額等の妥当性の検証を踏まえた給与引上げ時期の見込み
 - イ 木原防衛大臣がイニシアティブを取り給与の改定を前倒しする必要性
 - ウ 自衛官の給与を引き上げる必要がある中で 2023（令和 5）年度からの防衛力整備計画における人件・糧食費が 11 兆円と上限が決まっていることについての木原防衛大臣の見解
- （3） 自衛隊援護協会の機能を強化し元自衛官の再々就職についての支援体制を整備する必要性

屋良朝博君（立憲）

- （1） 沖縄県うるま市の陸自訓練場建設計画
 - ア 地元から強く反対されている同計画についての防衛省の対応方針
 - イ 同計画のために取得したゴルフ場跡地を訓練場として使用しない意思の有無
 - ウ 防衛省が不動産取得費を予算計上する前段階において地元の同意を取り付けた事実の有無
 - エ ゴルフ場跡地の用途から訓練場を排除すると明言できない理由
 - オ 新設する訓練場で想定されていた訓練内容を既存の那覇駐屯地で実施できない理由
 - カ 二個目の普通科連隊を新編する理由
- （2） 陸自オスプレイの運用停止措置の解除
 - ア 飛行再開を決定した者
 - イ 飛行を再開しても安全であると判断した根拠を国民に説明する必要性
- （3） 在日米軍基地に係る航空機騒音訴訟における損害賠償
 - ア これまでに防衛省が原告に支払った損害賠償額の総額
 - イ 防衛省が支払った約 704 億円が裁判で確定した損害賠償額の総額であることの当否
 - ウ 損害賠償額の全額を我が国が負担することの妥当性
 - エ 日米地位協定の規定に基づき本来は米国政府が負担するべき損害賠償の総額
 - オ 本来は米側が負担するべき損害賠償金を米側に請求した事実の有無

重徳和彦君（立憲）

能動的サイバー防御

- ア サイバー攻撃が武力攻撃事態と判断される場合の条件、判断時点、判断主体及び対処内容
- イ 2021（令和3）年5月に発生した米企業コロニアル・パイプライン社に対するランサムウェア攻撃の事案が武力攻撃事態に該当する可能性の有無
- ウ 憲法第21条に規定される通信の秘密は公共の福祉の観点から必要やむを得ない限度において一定の制約に服すべき場合があるとの認識の当否
- エ 攻撃者の特定のために行う通信に係る情報の活用がウの制約に服すべき場合に該当する可能性
- オ 攻撃者を特定するための行為が国際法上の対抗措置又は緊急避難に該当するという評価の有無
- カ 米国では攻撃者の特定が可能であるのに我が国では認められていない理由
- キ 平時におけるサイバー空間の警戒監視及び情報収集のために現行法上実施可能な措置の内容
- ク 国家安全保障戦略の「攻撃者による悪用が疑われるサーバ等を検知するために所要の取組を進める」旨の記述は政府が平時におけるサイバー空間の警戒監視及び情報収集を行っていく意思を示したものと認識の当否
- ケ 通信に係る情報を活用し攻撃者による悪用が疑われるサーバ等を検知する措置についても、公共の福祉の観点から通信の秘密に対する制約に服すべき場合に当たると位置付けることにより可能とする考えの有無
- コ 平時における安全保障上の目的でのサイバー空間の警戒監視及び情報収集についての国際法上の評価
- サ 現在検討中の法案において国内の治安維持を目的とするサイバー空間の監視及び情報収集が認められることはないとの認識の当否
- シ 国や重要インフラ等に対する安全保障上の懸念を生じさせる重大なサイバー攻撃を未然に防ぐために攻撃者のサーバ等に侵入・無害化することが武力攻撃に該当する可能性
- ス サイバー攻撃が行われた民間事業者の機器に我が国の政府機関が侵入し無害化する措置の現行法上の実施可能性
- セ 民間事業者の機器へのサイバー攻撃に対する現行法上実施可能な政府の対応

新垣邦男君（立憲）

- (1) 沖縄県うるま市の陸自訓練場建設計画
 - ア 沖縄県民による同計画への反対運動の過熱化についての木原防衛大臣の事前予想の有無
 - イ 沖縄県議団による建設計画撤回の要請を受けた際の工藤内閣府副大臣の発言の真意
 - ウ 用地選定過程を含む同計画の策定経過を記録した文書の有無及びその開示を求められた場合に応じる意思の有無
- (2) 重要土地等調査法
 - ア 沖縄県内の注視区域及び特別注視区域の指定に係る告示の見通し並びに当該指定に係る自治体からの意見の内容及びその多寡
 - イ 沖縄県北谷町のアメリカンビレッジの一部が特別注視区域から除外されている理由及び同法第3条に規定された「必要な最小限度」の定義
 - ウ 米軍嘉手納基地や同普天間基地がある沖縄県中部地区の大部分が特別注視区域に指定される中で住民生活や不動産取引への支障の有無及びそれについての地域住民への説明の在り方
 - エ 同法に関する住民への説明会を実施する予定の有無及び住民向けの問い合わせ窓口
 - オ 防衛機能を持たない米軍の保養施設に対する特別注視区域の指定を見直す必要性
- (3) 在沖米軍基地騒音問題
 - ア 米軍嘉手納基地における深夜の暗視飛行訓練を認めた同基地司令官発出の滑走路運用指示書についての外務省及び防衛省の把握の有無
 - イ 航空機騒音規制措置では飛行が規制されている深夜の飛行訓練を日本政府が認めた事実の有無

ウ 日米地位協定の見直し又はその検討を行うことについての上川外務大臣の見解

住吉寛紀君（維教）

- (1) 自衛隊におけるドローン等の活用
 - ア 活用の現状、今後の展開及びドローン操作に関する人材育成についての木原防衛大臣の見解
 - イ 災害時におけるドローン活用についての航空法の特例の解釈を明確化し広く周知する必要性
- (2) 中国による我が国の排他的経済水域（E E Z）内へのブイ設置
 - ア 我が国が自らブイを撤去するという選択肢についての上川外務大臣の見解
 - イ 我が国がブイを撤去する可能性を含めて検討を行っているとの認識の当否
 - ウ 当該ブイへの対応に関する関係省庁間での検討の具体的内容
 - エ 岸田総理大臣及び上川外務大臣から中国側へ行ったブイ設置に対する抗議以外の日本政府の対応
 - オ 我が国の抗議を受けて中国側がブイを撤去する可能性
 - カ 本件についての協議を行う関係省庁及びブイ撤去について最終的に判断を行う者
 - キ 中国に通知せずにブイを撤去できるとする林官房長官の発言についての上川外務大臣の見解
 - ク 中国によるブイの設置及び尖閣周辺における中国公船の航行が東シナ海実効支配の実績づくりであるとの考えについての上川外務大臣の見解

斎藤アレックス君（維教）

- (1) 自衛隊の教育機関における外部講師の選定に関する木原防衛大臣の所見
- (2) ロシアによるウクライナ侵略
 - ア 現在の戦況及び西側諸国によるウクライナへの支援状況
 - イ 同侵略以降に進んだロシアと中朝両国の関係緊密化及びロシアの国際秩序破りが我が国の外交安全保障に与える影響についての上川外務大臣の所見
 - ウ ロシアと北朝鮮が接近することにより拉致問題等の問題解決に悪影響を及ぼしているとの見方についての上川外務大臣の見解
- (3) 国際共同開発した防衛装備品の第三国移転の対象を次期戦闘機以外にも拡大していく必要性
- (4) 日米同盟における我が国の役割が増していることを踏まえ在日米軍駐留経費負担の減額を米側に求める必要性

赤嶺政賢君（共産）

- (1) 沖縄県うるま市の陸自訓練場建設計画
 - ア 3月15日の本委員会自身で求めた同訓練場の用地選定に係る検討経過に関する資料の提出についての検討状況
 - イ 宮古島及び石垣島への自衛隊配備に際しては用地選定のための調査の報告書を提出しているにもかかわらず今回はそれを提出できない理由
 - ウ 同計画について防衛省がうるま市に最初に説明した時期
 - エ うるま市への説明が地元との平素からの様々なやり取りの一環であったか否かについての防衛省の見解
 - オ 防衛省がうるま市に最初に説明を行ったとする2023年12月22日より前のやり取りの有無
 - カ うるま市とのやり取りの内容を明らかにする必要性
 - キ 防衛省の対応が乱暴との指摘については真剣に受け止めるとした3月27日の参議院予算委員会における岸田総理大臣の発言についての上川外務大臣の認識
 - ク 同計画の撤回及び断念を検討する必要性

- (2) 本年3月の米軍インドア・インドア訓練区域における運用時間の変更
- ア 6時から18時までであった運用時間を11時から23時までに変更した理由
 - イ 深夜の騒音が悪化するにもかかわらず運用時間の変更を防衛省が認めた理由
 - ウ 政府が今般の運用時間の変更を認めたことより22時から6時までの飛行を制限している航空機騒音規制措置の存在意義が事実上なくなる可能性についての防衛省の見解
 - エ 今般の運用時間の変更に関する合同委員会合意の内容についての上川外務大臣の把握の有無
 - オ 同訓練区域で夜中まで訓練を行えば、基地に戻るときには更に遅い時間になるとの指摘に対する木原防衛大臣の見解